

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定によって、公立大学法人県立広島大学の平成二十二年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

平成二十四年四月二十三日

公立大学法人県立広島大学理事長 赤 岡 功